

令和4年6月13日

指名停止措置を行いました ～建設業法違反行為～

北海道開発局は、和商株式会社に対し、同社が建設業法の規定に違反し、北海道知事から指示処分を受けたことから、指名停止2か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当）

和商株式会社は、建設業法第27条の23第1項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有していないことにより、同法施行令に定める建設工事を請け負うことができないにもかかわらず、公共工事の入札に参加し、請負契約を締結したことが、同法第28条第1項第2号に該当するものとして、北海道知事から指示処分を受けたことから、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
和商株式会社	札幌市西区発寒15条13-1-45

2. 指名停止措置期間：令和4年6月13日～令和4年8月12日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 小高 洋輔（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

